

第1回 春光健康ウォーキング実行委員会

【日時】平成31年4月25日（木）18:00～

第1回春光まちづくり推進協議会と併催

【場所】北部住民センター 1F研修室

【次第】 司会：北部住民センター運営委員会

進行：里村委員長

1 開会

2 委員長あいさつ

3 議題

(1) 事業計画

- ① 実施時期
- ② 実施方法
- ③ 事業予算

(2) その他

- ① 次回の日程

4 閉会

配付資料

資料1：春光健康ウォーキング実行委員会 規約

資料2：春光健康ウォーキング実行委員会 名簿

「春光健康ウォーキング実行委員会」規約

(名 称)

第1条 本会は、「春光健康ウォーキング実行委員会」（以下「会」という。）と称する。

(目 的)

第2条 会は、春光まちづくり推進協議会（以下「協議会」という。）の所管区域において、協議会の意見が反映された「まちづくり推進プログラム」（以下「プログラム」という。）に沿って実施する事業に取り組むことで、地域の歴史や文化の普及、健康の維持増進に資することを目的とする。

(事 業)

第3条 会は、前条の目的を達成するための事業を実施する。

(組 織)

第4条 会の委員は、次に掲げる者で構成する。

- (1) 協議会委員のうち、協議会会長から指名を受けた者
- (2) 第2条の目的を達成するための各種事業に関係する団体の長又は団体に属する者
- (3) 会により特に参加を認められた者

(役員の数及び選任)

第5条 会に次の役員を置く。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 1名以上
- (3) 会 計 1名
- (4) 監 事 1名

2 役員は、委員の互選により選任する。

(役員の仕事)

第6条 委員長は、会を代表し、会務を総括するとともに、会議の進行を担う。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

3 会計は、会の会計を担当する。

4 監事は、会の会計を監査する。

(役員の仕事)

第7条 役員の仕事は、選任の日の属する年度の末日までとする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠により就任した役員の仕事は、前任者の残任期間とする。

(会 議)

第8条 会議の招集は委員長が行う。

- 2 会議の開催は、会員の過半数の出席をもって成立する。ただし、やむを得ないときは、委任状をもって出席に代えることができる。
- 3 議事の決定は、出席総数の過半数をもって成立する。

(経 費)

第9条 会の運営に要する経費は、補助金、助成金、寄附金、その他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第10条 会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

(事務所)

第11条 会の事務所は、委員長宅に置く。

(細 則)

第12条 この規約に定めるもののほか、必要な事項については、その都度、会議を招集してこれを定める。

附 則

- 1 この規約は、平成30年8月20日から施行する。
- 2 会の初年度の会計年度は、第10条の規定にかかわらず、会の設立した日から当該年度の3月31日までとする。

春光健康ウォーキング実行委員会 名簿

(50音順・敬称略)

No.	役員	氏名	団体名及び役職	役職
1		荒井 守	博物館通り商店会 (春光まちづくり推進協議会)	会計 (委員)
2		今村 登	春光中央地区市民委員会 (春光まちづくり推進協議会)	会長 (会長)
3		上野 チエ	春光西地区市民委員会 (春光まちづくり推進協議会)	女性部長 (委員)
4	副委員長	大泉 雅仁	春光・春光台地域包括支援センター (春光まちづくり推進協議会)	センター長 (委員)
5	委員長	里村 信	春光西地区市民委員会 (春光まちづくり推進協議会)	会長 (副会長)
6		上西 信昭	旭川市立北鎮小学校 (春光まちづくり推進協議会)	校長 (委員)
7	会計	波岸 育代	春光中央地区市民委員会 (春光まちづくり推進協議会)	(委員)
8	監事	和田 正治	春光東地区社会福祉協議会 (春光まちづくり推進協議会)	事務局次長 (委員)